

場所 柿生中学校史料館

テーマ⑤ **柿生・岡上地域の戦国時代** 地域における武士の様子と民衆の負担
はじめに

本講座のねらい

「多摩川・鶴見川流域の中世」地域史ほどの様な特色を持っているのだろうか？という関心を永年持ち続けてきた。史料を読み・現地を歩き・聞き取りをしながら三十数年になる。中世のなかで一番イメージが湧く時代は戦国時代。

地域の景観・旧家の史料や言い伝え・板碑などの石造物が残っている。

*戦国時代は現代につながる時代。地域に住んでいる旧家の名前が登場する。例、小島家くわえて戦国大名北条氏は『小田原衆所領役帳』という貴重な史料を残してくれている。鶴見川中流域には北条氏の文書を大切に伝えている多くの旧家や寺社があることも地域の歴史像を豊にしてくれている。

例：小島家・鈴木家・上原家・大曾根家・小泉家・井上家・王禅寺・雲松院など

今回のテーマ

戦国時代の村の領主・民衆の負担・地域なまとまり形成、

参考・・・これまでこの文化講座で取り上げたテーマを列記すると以下の通り

- ① 鶴見川流域の中世石造物・板碑 (鶴見川流域の中世1) 2008・9・18
- ② 鎌倉道 (鶴見川流域の中世2) 2009・3・12
- ③ 近世墓塔から地域の歴史を見る (鶴見川流域の中世3) 2009・9・17
- ④ 南北朝・室町期の麻生地域 (鶴見川流域の中世4) 2012・5・27
- ⑤ 柿生・岡上地域の戦国時代 (鶴見川流域の中世5) 2013・3・24 今回

前回の講座でも話をしたが、麻生区(旧柿生村)の特徴を箇条書きにする。

A, 旧柿生村の特徴 ①鶴見川中流域 多摩川の支流と細い尾根で接する

②郡境 都筑郡・橋樹郡・多摩郡の境

③川崎市・横浜市・町田市・多摩市・稲城市の境

④鎌倉街道「上の道」と「中の道」の中間に位置する

早の道・尊氏道

B, 旧柿生村付近の史跡 歴史文化財の宝庫

①岡上という地名 古代からの地名・・・「岡」土師器²⁴ 「岡上」碗形土器

②麻生郷・・・鎌倉期に遡る地名・・・国衙領(武蔵「国」の支配が直接およぶ)

江戸時代の上麻生村・下麻生村・王禅寺村・万福寺村を含む広い郷村

③王禅寺・東光院・徳恩寺・高勝寺など真言宗の有力寺院が集中する

・・・金沢称名寺(背後に金沢北條氏)・・・印融等の真言僧の活動

④王禅寺・万福寺・真光寺・寺家など寺院に関連する地名が集中する

⑤岡上 文永四年(1267)銘板碑・鴨志田念仏堂寛元二年(1244)銘板碑など

板碑文化の先進地域

⑥五輪塔を伴うやぐら(鎌倉時代の横穴墳墓)・・・王禅寺・早野・鶴居・十日市場

など 鎌倉文化圏の周辺部→ 荏田真福寺釈迦像もその類例

⑦能ヶ谷の中世銭・・・中世後期に渡来銭貨が流通 付近では元石川・金森・勝田

⑧鎌倉道の伝承・・早ノ道・中ノ道（支線）小沢～麻生

⑨中世の考古資料として 東柿生小学校遺跡・山口台遺跡など

略年表

I 室町時代から戦国時代へ

南北朝～室町時代 中央 室町幕府（公方足利氏）

関東 鎌倉府（鎌倉公方足利氏）一守護（関東管領）山内上杉氏

享徳の乱（1454～）により鎌倉公方は古河に移り古河公方となり、相模・武蔵の支配権を失う。

享徳の乱、長尾景春の乱、長享の乱（1487～）などにより上杉氏が力を失う。

- 1498（明応 7） 堀越公方足利茶々丸自殺 伊勢宗瑞（北条早雲）、伊豆平定
- 1500 この頃 宗瑞、小田原城を奪う
- 1510（永正 7） 権現山の戦い 扇谷上杉朝良、宗瑞等に応じた上田政盛を攻める
- 1516（永正 13） 宗瑞、相模国を平定
- 1524（大永 4） 北条氏綱、高縄原で扇谷上杉朝興を破り、江戸城を攻略
鶴見川・多摩川中下流域が北条氏の領国になる。これより以前、北条氏小机城を取り立てる
- 1537（天文 6） 氏綱、扇谷上杉朝良の居城である川越城を攻略
- 1543（天文 12） 氏康、伊豆・相模・武蔵で代替わり検地 *麻生郷などに検地
- 1546（天文 15） 氏康、川越城を取り囲む山内・扇谷上杉氏と古河公方の軍を破る
扇谷上杉氏滅亡
- 1552（天文 21） 山内上杉憲政、上野平井城から逃走、越後の長尾景虎を頼る
- 1554（天文 23） 北条・武田・今川の三国同盟成立
- 1559（永禄 2） 『小田原衆所領役帳』成立 北条幻庵の指揮下に小机衆が見える
- 1560（永禄 3） 長尾景虎（上杉謙信）、関東に出陣
- 1561（永禄 4） 長尾景虎（上杉謙信）、小田原城を攻める。翌年太田康資離反
- 1568（永禄 11） 三国同盟破れる
- 1569（永禄 12） 北条氏、上杉謙信と同盟。武田信玄、小田原城を攻撃
- 1571（元龜 2） 氏康没。氏政、信玄と同盟
- 1582（天正 10） 武田氏滅亡、本能寺の変 北条氏、上野・信濃・甲斐へ侵攻
徳川家康と戦いのち和睦
- 1590（天正 18） 北条氏、豊臣秀吉に敗れる。秀吉、全国統一
徳川家康、北条氏旧領を与えられる

II 郷村の領主

鶴見川中流域の領主（知行人）・・ここでは246号線以北に限る、南北で違い。

北条氏は「郷」を単位として支配していた。村の表記は少ない

1. 1559（永禄 2）成立の『小田原衆所領役帳』では、御馬廻衆3人・玉縄衆1人・松山衆1人・他国衆1人・寺領1・御家中衆1人・小机衆5人と多様である。

課題 この地域の領主（知行人）はどのような特徴を備えているのだろうか？ —— 資料 I

*個々の事例は IV 戦争への総動員で再び取り上げるので簡単に触れる。

ア、麻生郷（小机）布施蔵人佑（御馬廻衆）癸卯（1543）検地 北条氏重臣の一族
南北朝時代足利尊氏の所領から保寧寺領

イ、麻生郷（小机）王禅寺（寺領）真言宗の有力寺院 北条領国28カ寺に連なる大寺

ウ、片平郷（小机）大熊修理亮（御馬廻衆）片平村善正寺は大熊修理亮の先祖善正日
中永正2年2月15日卒が開基 善正寺は大熊修理亮屋敷跡と言う
『新編武蔵風土記稿』

- エ、奈良岡上郷（小机）福島四郎右衛門（玉繩衆）奈良・岡上が一まとまり
 福島氏は元今川氏家臣で北条氏に従う。後岩付太田氏家臣、鎌奉行・陣庭奉行（陣取りの意味）・篝奉行・小荷駄奉行を務める。
- オ、小沢郷（武州）堺和又太郎（松山衆）北条氏重臣、評定衆
 室町幕府評定衆摂津親秀の所領、金程村は摂津氏の氏寺西芳寺領
- カ、万福寺村（小机）田中（小机衆）田中は伊豆国の在地武士カ
- キ、菅生内（小机）高田玄蕃助（小机衆）高田玄蕃助は多くの寄子を抱えている
- ク、菅生内（小机）高田寄子（小机衆）高田氏の出自は未詳
 菅生郷は上菅生村・下菅生村・五反田村等かなり広域である。
- ケ、寺家（小机カ）大曾根飛騨守（小机衆）鴨志田郷寺家分、地名は寺院領の転訛カ
 天正9年（1581）軍役を定められ、天正16年（1589）厩橋城（群馬県前橋市）で蔵奉行を務める（遺文2266）
- コ、長津田郷（小机）足利義氏（御家中衆）最後の古河公方、母は北条氏綱の娘。義氏死去後に北条氏照が継承カ。長津田郷と足利氏の由緒は未詳
- サ、恩田郷（小机）北条三郎（小机衆）鎌倉時代後期金沢北条氏被官恩田氏所領
 北条三郎は幻庵長子、小机城初代城主、小机衆筆頭
- シ、八朔郷（小机）北条三郎（小机衆）代官小野与三郎 元成田衆（忍城主成田長康）の配下が治めていた。成田氏は山内上杉氏の家臣
 元成田衆知行地は猿山・八朔・小机本郷・篠原
- ス、八朔郷（小机）笠原康明（御馬廻衆）北条当主の側近、織田政権との交渉、東上野支配に関わり、厩橋城に在番
- セ、成合（小机）長谷川弥五郎（小机衆）
- ソ、黒川郷（小山田庄）小山田信有（他国衆）癸卯（1543）検地、元圓覚寺黄梅院領
 小山田信有は武田晴信（信玄）の家臣、甲斐国郡内地方の有力な国人領主、晴信の娘が北条氏政に輿入れする時¹⁵⁴³目役

- ①川崎市史によると「早野郷 太田大膳亮」の記載があるが品野郷の可能性もある。
- ②地名に付く（小机）は小机領を示す
- ③地元生え抜きの武士はよりも、知行地を宛がわれて入ってきた武士が多い
 その出身は 駿河・伊豆・相模など → 小島佐渡守の出身も相模の可能性
 足利義氏（室町幕府足利氏の一族 古河公方）・小山田信有（武田信玄の重臣）
 北条三郎・笠原康明などの北条一門や重臣
 小机衆は「在地性の強い地侍層」という評価 → 子孫が遺る家 大曾根家など
- ④他国衆小山田信有の知行地は成瀬・小川・高ヶ坂・森野・木曾・山崎・町田・能ヶ谷・真光寺・黒川・鶴間・金森・大谷・金井・広袴・木倉など町田市南部から川崎市北部にわたる広域。武田氏と同盟関係にあることから、武田信玄の重臣に所領を宛て行っている。小山田氏が鎌倉御家人小山田氏の子孫であるとの伝承を有していることから、その由緒に因むか？ 上記の郷村は癸卯（1543）年検地を行っている。
- ⑤1524（大永 4）北条氏綱、高縄原で扇谷上杉朝興を破り、江戸城を攻略してから1543（天文12）に氏康が、伊豆・相模・武蔵で代替わり検地を行うまで20年近く検地を行っていない・・・在地の抵抗に配慮した北条氏の民政が伺える。
- ⑥麻生郷は都筑郡と多摩郡の境
 鶴見川や尾根を隔てて
 都筑郡→小机城の支配領域（北条三郎～氏光）
 多摩郡→滝山城・八王子城の支配領域（北条氏照）・・・真光寺・広袴・三輪・黒川・成瀬など

課題 小机領と滝山・八王子領と対比しながら地域の動きを探りたい。後半で検討

2. 役帳成立以後、領主はどのように入れ替わったのだろうか？

* 転出していった武士・・・・奈良岡上郷（小机）福島四郎右衛門（遺文 1923・2247・2827・3047・3054・3317・3522）岩付転属後岡上と福島の関係は未詳 関連資料4

* 新たに一本立ちして武士になる・大嶋（遺文 2653）・星川（遺文 2225・2227）大曾根飛騨守（遺文 2259・2266・3028・3395・3396・3401・3501） 資料3

* 長津田郷は足利義氏、<天正 11 年（1583）> 死去ののち氏照が継承、氏照が大石氏に養子に入り<永禄 2 年（1559）前> 油井領を継承している。

* 三国同盟が崩れ武田氏が敵対すると小山田信有の知行地（成瀬～黒川等）は北条氏照（八王子）領に編入された。（遺文 1444・2267・3859）

→ 戸部～長津田～上溝～相原～八王子（八王子道沿いに氏照の所領が点在することに着目） 戸部～長津田～小野路（図師で西に折れる道をとれば～上溝～相原ルート）
水上交通では戸部～子安～品川～・・・古利根川～栗橋

* 1572（元亀 3）年 北条氏政は元今川氏真の家臣岡部和泉入道に熾忍分として麻生郷を与えている。 資料2

* 王禅寺領、役帳では 50 貫文、1584（天正 12）年では 30 貫文である。減少の理由はわからない（遺文 2738 この他 2735・2736 がある）。誤記か役帳原本に当る必要

III 農民の負担と検地

ア、年貢

イ、諸公事

段銭・棟別銭・正木棟別銭・懸銭・大普請人足・陣夫

段銭→田作りの役銭 田地を耕作することに対して賦課する公事。田地貫高の 8%
棟別銭→屋敷に賦課された公事。1「間」で表示。天文 19 年の税制改革で 1 間あたり 50 文から 35 文に減額された

正木棟別銭→段銭の増徴が行われた弘治元年（1555）に創設されたと推定。

初め 1 間あたり 40 文を一年おきに賦課、永禄 3 年（1560）半分の 20 文を毎年徴収することに改めた。

懸銭→天文 19 年（1550）の税制改革で新しく設けられた公事。従来の諸点役を廃止して、その替りに 100 貫文の地で 6 貫文を懸けることにした。

大普請人足→郷村に賦課された普請役 城郭の土木工事が主なもの、郷村の貫高 20 貫文に一人の割合で、使役日数は 10 日

陣夫→主として農民に賦課した夫役 出陣の際に北条氏から前もって決められた武士に属して戦場に從った。主な任務は兵糧などの運搬

※ 武士（知行人）は北条氏に対して、軍役（人数着到）、出銭、普請役（大普請）の役を負った。

ウ、検地 麻生郷の場合

布施蔵人佑 82 貫 500 文

此の内 47 貫 200 文 癸卯検地増分

82 貫 500 文 - 47 貫 200 文 = 35 貫 300 文・・・・この数字が以前の年貢高
（増加分）47 貫 200 文 ÷ （元の年貢高）35 貫 300 文 = 約 134% 驚き 資料8

*この数字をどのように考えるか・・・・

実際に測量を行う検地と郷村側から土地の明細帳を提出させて、それを認定して検地を行ったことにする、いわゆる差出し検地がある。

癸卯検地は測量を行ったと思われる。

*大名は検地によって年貢の確保 田地増加分の把握・課税 内徳の否定、隠田の摘発等を進めた。隠田に対しては密告を奨励し、密告した者には恩賞を与えた。

一方、領主や農民は余剰生産物を確保するために、検地を受け入拒否、詫言(わびごと) = 愁訴、(村ぐるみで) 隠田など様々なてだてを行っている。

さらに、検地施行のさいに賄賂を使い不正が行われたため改めて実施をした事もある(1574 天正2年比企郡三保谷郷 遺文 1719 等)。

検地の参考事例 「竹谷文書」(埼玉 911=遺文 1914~5)

——資料 9・10

IV 戦争への総動員

ア、「農民を戦に駆り出す」

武田信玄の関東侵入(遺文 1444 成瀬村 川田七兵衛家に伝わる文書『成瀬』) 北条氏照、小山田八カ郷(元小山田氏が知行していた地域カ)に対して、敵が入間川まで迫ってきたので、明 10 月 17 日に惣郷の男子は滝山御陣まで出動するように命じる。出家まで、罷り出よ(違反すれば磔、頸を切る)

武士ばかりか、僧侶・百姓など全ての男子・・・戦場に駆り出される緊迫した様子 注「遺文」は元亀元年、『新編埼玉』は天正 10 年に比定。

——資料 11

イ、「森林の保護政策・・・竹木は軍需物資」

王禅寺 1584(天正 12)年北条氏直、王禅寺領に対して陣夫役以外の諸役を免除し、竹木伐採を禁止する。小机城用の時は虎印判状で申し付ける。(遺文 2735~6)

——資料 6・7

ウ、「奉行職は多忙である」

奈良岡上郷(小机)福島四郎右衛門の事例

天正 5 年 岩付衆の奉行 鐵奉行・陣庭奉行・籌奉行・小荷駄奉行 1923

天正 9 年 陣夫についての争論を受け付ける。2247

天正 13 年 岩付城主の婚礼、江戸城から岩付城へ輿入れの行列の惣奉行 2827

天正 15 年 小田原城の普請について岩付から送る人足の報告を受ける 3047・3054

天正 16 年 秀吉軍襲来に備え岩付領の弓・鐵炮・歩鎗・馬上など侍を改める 3317

天正 17 年 新宿を開いた原兵庫助の訴状を取次ぐ。3522

——資料 4

エ、「村の地侍は単身赴任で上野国厩橋城へ」

鴨志田寺家 大曾根飛騨守(小机衆)の事例

1586(天正 14)年~1589(天正 17)年の 4 年間、鉄砲衆へ給付する扶持を管理する蔵奉行・小田原落城後、寺家に帰り一時苗字を替えて逼塞した伝承あり。

——資料 12

オ、「兵糧の移動」

広袴郷の事例 (町田 245)

年未詳 2 月 26 日「北条氏照朱印」 広袴郷百姓に対し、同郷の馬をすべて三輪に集めて城米を江ノ島まで運搬すべき旨を命じ、これに背く者があれば、過銭を懸ける。

*沢山城跡(町田市三輪)からは焼けた米が出土

——資料 13

カ、「動員される農民 開戦直前の城修理工事に農民を徴発」

鴨居村の事例 大普請人足 (遺文 3605) 1590(天正 18)年 正月 5 日 虎朱印

——資料 14

鴨居村から一人 鎌(クワ)・箕(モッコ)持参 10日間の人足仕事1日遅れると5日間追加する。御普請(城郭の土木工事)

—資料15

ク、「軍兵の産妨・略奪を防ぐには」

秀吉の禁制 都筑郡内麻生郷九ヶ所【小島辰郎氏所蔵文書】

①小島家『新編武蔵風土記稿』の記事から

*『新編武蔵風土記稿』都筑郡六小机領には旧家の記載がない。

「常安寺 境内御朱印地の内、村の東にあり、日蓮宗、相州鎌倉郡比企谷妙本寺末、妙香山と號す、開山日鏡永正十三年(1516)七月寂す、其後天文十三年(1544)二月再建ありと云、開基光照院常安、俗名は小嶋佐渡守と云、永正十一年(1514)九月二十一日卒す、客殿六間に七間龕(南東)向なり、本尊三寶を安す、常安の室慧性院妙香日芳は、永正十六年(1519)十一月十三日卒す、かれが先祖の位牌は相州矢口清龍寺にあるよし云傳へり、慶長二年(1597)番神堂領六石の御朱印を賜はれり、境内に古碑一基あり、文明十六年妙祐禪尼とゑり付けたり、」

*風土記稿に「秀吉の禁制」が記載されなかったのはなぜか、旧家の記載がないことと併せて研究課題です。

村の鎮守を勧請 月読社(皇大神宮の別宮) 上麻生村と下麻生村の鎮守
寺院の開基檀家

墓石 一石五輪塔 類例 王禪寺村吉垣家 片平修広寺墓地

②秀吉の制札や戦国時代の文書は大切に保管された→それを根拠に従来からの権利が認められた。

事例-1 小机四人衆の権利 『新編武蔵風土記稿』

「また、四人ともに除地(年貢を免除された地)を抱ゆることは、延宝七年検地の時、秀吉よりの制札に四人衆抱分とあるを以て、ことさら彼等が所持の地を、除地とは定められしといへり」

事例-2 王禪寺と上下麻生村との争論

江戸時代でも北条氏印判状が証拠となる。

小島一也氏の話「この文書だけは大切にされた」移転・泥棒が入った時も
神奈川町内海家 当所にて鍛冶「この文書は火災の時灰燼中より取り出せしもの」
『新編武蔵風土記稿』

③なぜ、小島家にこの文書が伝わっているのか?

秀吉の制札を持つ家の事例『新編武蔵風土記稿』に拠る……悉皆調査が必要

A、都筑郡池邊村	小泉家	北条氏の小代官
B、久良岐郡戸部村	綿貫家	北条氏の小代官
C、久良岐郡永田村	服部家	代々里正
D、橋樹郡下作延村	井田家	地侍
E、荏原郡世田谷村	大場家	吉良家代官、代々名主

北条氏の小代官(代官)の家に伝わる事例が多い……①

小島家に関する『新編武蔵風土記稿』の記事から……②

制札の獲得のために広い地域のとりまとめが出来た立場……③

小島家は麻生郷の直轄領小代官(代官)の可能性はある

④制札の獲得 大名側が与えてくれるわけではない。

地域のとりまとめ(寺院の僧侶、村の代表に相応しい人)・礼金の準備

*八王子市大塚清鏡寺に寺宝として伝わる「柚木郷宛の秀吉制札」は「住持宗銀小田原へ行きかしこにて賜はり来りし所なりと云」と『新編武蔵風土記稿』に書かれています。柚木郷を代表して、小田原に出かけて行ったことがわかります。ここでは僧侶が郷を代表しています。

⑤軍勢がやって来た時には、身体を張って守る。「自力救済」がルール

⑥地域的なまとまり

◎小島家所蔵 . . . Aグループ
麻生郷・王禪寺村・古沢村・黒金郷・石川郷・三輪郷・荏田郷・片平郷・
大榎郷・万福寺村

◎百姓久米吉(小泉)家所蔵 . . . Bグループ
池邊・東方・折本・大熊・佐江戸・(小机)本郷・鳥山・山田・大榎
茅ヶ崎・勝田

(注)なぜ大榎が重複しているのか不明 地名は役根に記載がない

Aグループ . . . 北部 鶴見川中流域 王禪寺～石川～荏田に通じる古道に沿って
『新編武蔵風土記稿』では小机領

真言宗は王禪寺・坂浜高勝寺の末寺

Bグループ . . . 南部 中原街道に沿って 現在の都筑区域に重なる
『新編武蔵風土記稿』では神奈川領

真言宗は三会寺の末寺・曹洞宗は雲松院の末寺

江戸時代には都筑郡内部には「小机領」と「神奈川領」という区分があった。禁制のA・Bグループはこれに対応している。 . . . 地域区分の原型が戦国時代に遡ることがわかる。

八王子城領である町田市域に「秀吉制札」「掟書」は残されていない
地域の枠組み・鶴見川や尾根を隔てて地域の様相が違うことに注意したい。

○都筑郡→小机城の支配領域(北条三郎～氏光)

小机城が支配する麻生地域は両上杉氏が滅ぶと戦火から遠のいた。房総や上野に兵を送り出す兵站地 . . . 秀吉軍来襲時には小机城は放棄された。戦闘はない
最後の小机城主 北条氏光は足柄城に籠もる。

○多摩郡→滝山城・八王子城の支配領域(北条氏照) . . . 黒川・広袴・三輪など
謙信・信玄等は上野・甲斐から東松山～河越～八王子～相模原に通じる北
武蔵の山寄のルートを使い。小田原に迫った。このため滝山城では激しい戦闘が
行われた。農民への戦闘参加を命令 . . . →先ほど見たとおり
. . . 八王子城は秀吉軍に攻められて落城 (上杉文書都 1310 など)

A、大きな地域的なまとまり . . . 領 小机領や滝山・八王子領
戦国時代の幾つかの郡を併せた地域・支城の支配単位

B、領の中にある中程度の地域的なまとまり . . . 禁制を獲得する郷村の連合
江戸時代の都筑郡にはあつた地域呼称「小机領」と「神奈川領」に対応

C、郷村の中にある村が鮮明にあらわれる . . . 村 麻生村・王禪寺村の原型

大中小の地域的なまとまりの形成が進む . . . この原動力は何か?
※ 特にB、Cを形成していく原動力は何か?

その後の北条家家臣・地侍たち

A、村役人層 小島・中島・大曾根・吉垣・宮野 . . .

B、村から出るまたは退転 岡上(武士)・原嶋<成瀬> . . .

おわりに

小机城は役に立ったか? 「放棄された城」 →地域にとって城とは何か?

「地域」 . . . 特に「江戸時代の領」「村」とは何か?

御馬更衆

一ウ 大南修理 亮
廿八貫九百文

一 杉 兼 藏 人 佐
賞得 八拾貳貫五百文
此内 四拾七貫貳百文 狹印地増分

以上
右之人數並 自前々一切没不該之間 向後も可其分 但御目之儀大層額 又御目付等維持
入數入候時 可被召仕老幼論議 其時迄 以後機懸高可申付帶也 仍加件
永禄二年(元月)十一日

王親衆
一 攝津 國 郡 右 衛 門
并七貫貳百八拾文
大層額之時 半役可致之

松山衆
一 兼 和 又 太 郎
賞得五百文
四拾五貫七百六十文
給四貫五百八拾八文

以上 五百九拾貳貫六百七拾五文
此内 五百貫文
自前々没来知行没仕

中路
知行 役高 辻
人散置到出錢高辻可致之

他國衆
一 小山田 兼 三 郎 (信有)
九拾六貫六百廿二文
九貫五百廿一文
拾三貫七百六拾五文
廿三貫四百十五文
四拾五貫五百七拾七文
五拾貳貫貳百八拾三文
拾貳貫六百四十七文
廿九貫八百五十三文
拾一貫七百九文
廿八貫四百十三文
拾六貫貳百七十二文
拾七貫六百文
拾四貫貳百七十六文
廿六貫貳百九十文
七貫八百五十五文
拾四貫六百八十六文
以上 四拾九拾九萬八千八拾五文

一 王 輝 寺 領
五拾貫文

一 五拾貫文

小机衆
一 小机 兼 三 郎 (北条三郎)
百七拾六貫四百拾五文
百貳拾四貫七百七拾七文
九十一貫八文
廿八貫四百八十八文
以上 四百廿貳萬六千七百六十六文

以上
百五十六貫八十二文
百廿七貫八百七拾四文
百八拾貫文
百九十九貫文
五十貫文
元田中知持賞得
百五拾貫文
一 曾 孫 外 記
六拾貳貫文
七拾七貫五百文
廿貫文
以上 百拾九萬百文

一 曾 孫 采 女 助
七拾七貫五百八拾八文
一 吉 田 中
八拾四貫九百七拾七文
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 長谷川
拾貳萬八千四百文
以上 八百八拾八萬九千五百六十六文

一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 高 田 善 子
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文

一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 高 田 善 子
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文

一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 高 田 善 子
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文

一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 高 田 善 子
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文

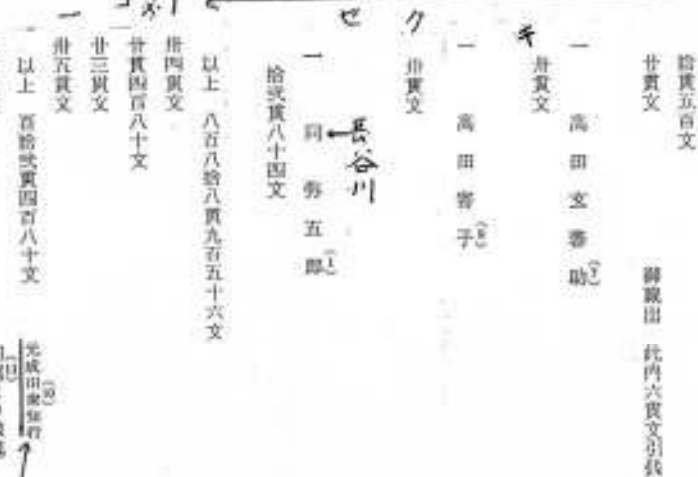
一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 高 田 善 子
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文

一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文

一 高 田 善 子
廿貫文
一 高 田 文 幸 助
廿貫文

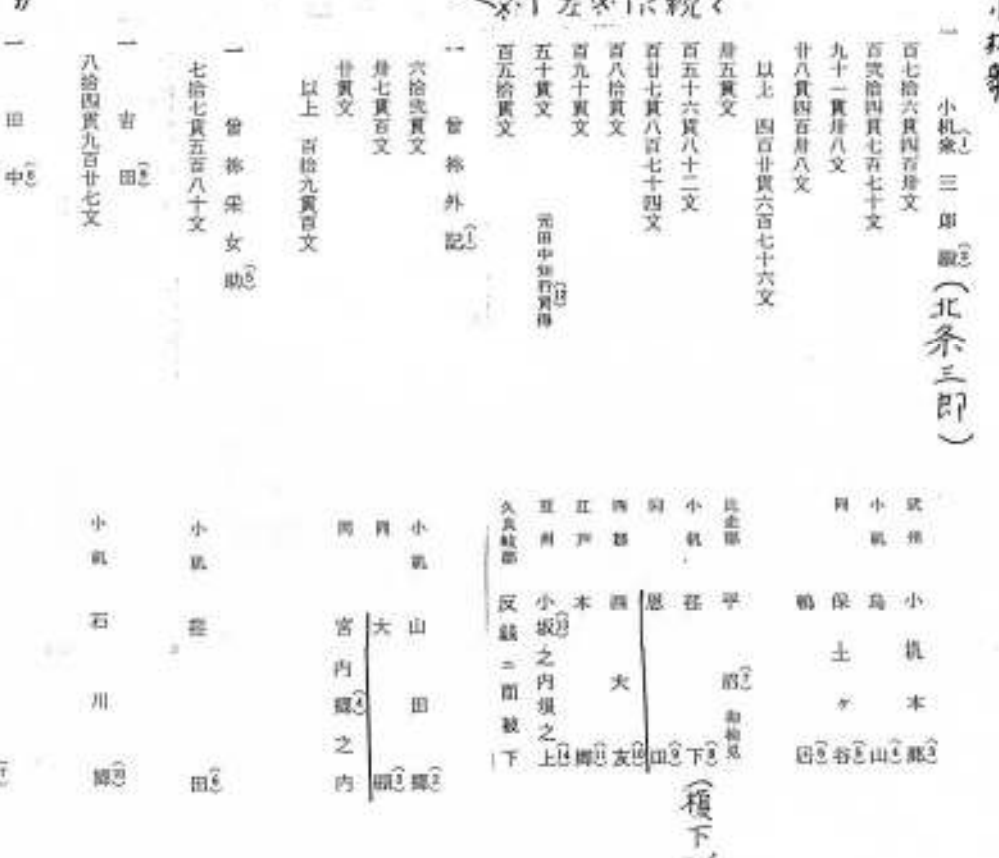
一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文



一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文



一 高 田 文 幸 助
廿貫文
一 高 田 善 子
廿貫文



「北条氏家臣団の分布」『青葉のあゆみ』中向作図

元龜三年三月十六日、北条氏政、其生誕を祝部和衆入道に命ずる。
附(四部文書) 寶安大寺(小田原)に於て神代小幡の事。
為當懸極恩分、小幡節生誕之儀、仍状加件、
元龜三年
三月十六日
氏政(花押)

國郡和衆入道殿
天正九年四月十九日、北条氏義、星川久左衛門に、恩賞としての五貫文を、今秋給田で与えることを通達する。
附(武州文書) 國郡和衆入道殿。
為恩賞五貫文、末秋以給田可被下之間、抽替可定御儀、其上放定廻、猶可扶助者也、仍加件、
星川久左衛門
四月十九日
氏義(花押)

一 寄居者、其外中間・小幡、又かかせ者も、五人・三人も見立御致、可召達、但、何、白衣之儀、尤候、
右、背候、至子孫無之儀、當方永可為改易者也、仍加件、
七月十日
源助

一 寄居者、其外中間・小幡、又かかせ者も、五人・三人も見立御致、可召達、但、何、白衣之儀、尤候、
右、背候、至子孫無之儀、當方永可為改易者也、仍加件、
七月十日
源助

5 資料 No.2
武州郡紙幣生誕之内王福寺領參預文、如先諸証文、不可有相違候、勤行無怠候可被勤候、仍如件、
天正十二年十一月十七日 氏直(花押)
王福寺

6
「王福寺文書」 其書三卷等
王福寺領久米陣史老人、同定之外、為守屋不入、諸役令色所候、并竹木不可伐取、其外候合衆分之儀至申願者、是度可被出願者也、仍如件、
天正十二年 庚申の冬、印文「王福寺」奉之
十一月十七日 江島
王福寺

7
「武州文書」 其書三卷等
武州王福寺之山竹木不可切、若押切取者有之者、可有被罰、小机城之刑之時、以印判可申付、雖可有成敗者也、仍如件、
天正十二年 庚申十一月十七日 江島
東持院

一五八四年

8
「小田原所領役帳」
(南無靈應)

校地
百貫 布施殿人佑 小机城
八拾貳貫五百文 麻生
此内四十七貫貳百文 奥州檢地増分
一五四三年

9
大野
「大野」
行川之堀一陽年來改陣田爲、此度所申間、被檢地爲、
兩人申上候間、然則、兩人、代官職被仰付候、并御領所之陣田、申上御領候、今度増分、定納廿九貫之内五貫文、兩人、永被下候、御領所之様子御申出者、別紙有之、從來秋御領法、邊可走廻候、被仰出者也、仍如件、
天正五年 丁
五月廿六日 江島
竹谷

10
竹谷
「竹谷」
竹谷
大野
天正五年 丁
五月廿六日 江島
竹谷

11
竹谷
「竹谷」
竹谷
大野
天正五年 丁
五月廿六日 江島
竹谷

12
天正十年の場合、武田勝頼死
武田家滅亡、徳川家康甲斐國を統一
○三五〇一 北條家朱印狀
天正十年 九月廿六日
大曾根精守 守殿
遠山修理次郎 代官
倉賀野成隆守 代官
以上九貫六百六十九文
有、於御領、要を以、百文ニ貳千四百廿日之儀、右之兩人、
兼相與以子年給之儀、可相被者也、仍如件、
九月廿六日 天正十年

13
百七兵衛家
町田市成瀬吹込川の家
○一四四四 北條氏照朱印狀
天正十年 九月廿六日
大曾根精守 守殿
遠山修理次郎 代官
倉賀野成隆守 代官
以上九貫六百六十九文
有、於御領、要を以、百文ニ貳千四百廿日之儀、右之兩人、
兼相與以子年給之儀、可相被者也、仍如件、
九月廿六日 天正十年

14
江島
町田市松袴
町田市輪
○二四五 北條氏照朱印狀
天正十年 九月廿六日
大曾根精守 守殿
遠山修理次郎 代官
倉賀野成隆守 代官
以上九貫六百六十九文
有、於御領、要を以、百文ニ貳千四百廿日之儀、右之兩人、
兼相與以子年給之儀、可相被者也、仍如件、
九月廿六日 天正十年

15
一五九〇年
「小島氏所領文書」
天正十八年四月 日
一 軍勢甲乙人等、嚴切御領事
一 放火事
一 對地下人百姓、非分之儀申願者
有承、堅令停止候、若於違犯之輩者、速可被檢料者也、
天正十八年四月 日

16
「小島氏所領文書」
天正十八年四月 日
一 軍勢甲乙人等、嚴切御領事
一 放火事
一 對地下人百姓、非分之儀申願者
有承、堅令停止候、若於違犯之輩者、速可被檢料者也、
天正十八年四月 日

17
一五七七年
竹谷
大野
天正五年 丁
五月廿六日 江島
竹谷

18
竹谷源一郎の遺言
川越市吉間 竹谷昭家 持屋の家

